

第14期（2011年4月～2012年3月）
経営指針書



社団法人滋賀県社会就労事業振興センター

1. 第14期経営指針書作成にあたって

☆ 地域の皆様へ

「働く」ことは人として「生きる」ことそのものです。そこには、生活の糧を得ることは当然ですが、「何かを成し遂げよう」とする、すなわち「自己実現」のプロセスにおいて社会での自らの居場所と役割を認識し、また社会と繋がり、自分自身を成長させることにおいて大切な意義があります。働くことにおいて将来を見通し、人生を設計し、やり甲斐や生き甲斐を持って日々生活する、まさに働くことは「人間らしく生きる」ことに直結することです。

しかしながら現状は、産業構造の近代化と合理化を追求する中で働くことから疎外される人が増加しています。働く場がないと言うことは、生活の糧とともに社会での居場所と役割が見いだせず「貧乏＋孤独＝貧困」にも繋がります。

また、暮らしの土台でもある地域においても、人と人とのつながり、絆が希薄になりました。「お互い様」「地域のことは地域で住民同士が協力して」といった以前では当たり前の考えや人間関係が薄れ、地域や個人の様々な社会的課題の解決を行政の公共サービスとして解決しなければならなくなりました。

しかしながら、地域においても、財政的課題もあり住民サービス全てを公共のサービスとして担えなくなってきました。そのため、様々な住民サービスについて住民自らが主体者となり、行政と協働し、知恵を出し合い、地域を耕す・創造する視点が求められます。

このような時代だからこそ、振興センターでは会員作業所の皆様や地域の企業、行政の方々と一緒に、地域の課題を解決する事業を通じて働く場の創造や所得の向上、またそのなかで人間的な絆や繋がり、一人ひとりが大切にされる社会の創造を目指します。

このような想いを皆様と共有いたしたく14期目の経営指針書を作成いたしました。

私たち振興センター職員一人ひとりも人間として、仕事人としての成長に向け努力して参りますのでご指導・ご鞭撻をよろしくお願いをいたします。

☆ 会員作業所の皆様へ

1998年9月に書かれた振興センターの設立趣意書には、設立目的として、「障害者の『働きたい』という希望と現実の雇用との間の隔たり」「月額15,000円にも満たない工賃」等の課題の解決のため、「それぞれの共同作業所等の経営努力は当然のことながら、個々の努力では打開できない課題を克服するため」と記載されています。

設立から13年が経過しました。この間、障害のある人の就労・雇用を取り巻く環境は、障害者雇用促進法の改正や障害者自立支援法等の施行、日本全体の経済状況等大きく変化しました。

しかしながら変わっていないのは依然として障害のある人の雇用・就労の現状です。現在でも作業所から企業への移行率は全国平均で1.6%、月額約16,000円の平均工賃等変化していないのが現状です。

再度、私たちは、原点に戻り、「働く」ことが生活の糧を得ることだけでなく、社会での居場所と役割、人と人との絆や繋がりを認識できる手段であり、まさしく「人間らしく生きる」ということに直結することであると認識し、日々の実践に取り組むことが求められているのではないのでしょうか。

昨今、改正障害者雇用促進法の施行や障害者自立支援法の改正、また障害者権利条約に適応した障害者総合福祉法（仮称）の準備が加速する等、障害のある人の「働く」ことを取り巻く環境はさらに大きく変化しようとしています。

また、2011年度は、5カ年に渡り取り組まれてきた障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業が終了します。全国で工賃倍増事業（滋賀県における就労収入向上プロジェクト）や就労ネットワーク強化・充実支援事業等における成果が問われることとなります。

滋賀県においても2011年度は、「障害者福祉しがプラン」（2007年3月策定）の最終年度を迎え、次の新しい滋賀県としての計画策定が始まります。

そのような状況のなか、2011年度、振興センターは設立から14期目を迎えます。折しも公益法人制度改革に伴い、法人形態の移行期限が2013年11月と迫っており、法人の役割や事業について再度検討をしなければなりません。

そこで、2011年度は再度、振興センターが設立された原点に回帰し、会員作業所の皆様の主体的な参画のもと、作業所の機能の強化や新規事業の開拓、営業、共同事業の促進等に取り組んで参ります。

振興センターの活動、さらには今後のあり方について、ご意見等いただければ幸いです。

2. 私たちが目指す社会

「働くことを施設のなかだけで終わらせないで
地域のなかで働き・暮らす大切さを考え続けたい」

私たちは、作業所で働く障がいのある方々の工賃向上を最終の目的としているではありません。現在のところ社会的に必要な社会資源である作業所が、いずれ社会の成熟によりその役割を終える世の中を目指し日々活動をしています。つまり、誰もが当たり前前に地域で働き、暮らす社会を目指しているのです。

地域の企業で当たり前前に障がいのある人も働いている風景、仕事帰りの障がいのある人も当たり前前に居酒屋でお酒を飲みくつろいでいる風景、障がいのある人も当たり前前に家庭を築いていく風景…そこに何の疑問や違和感や特別な目がない社会。

誰もが、「理不尽な生き方」を強いられたり「望まない生き方」を選択せざるを得ない人生ではなく、人それぞれが持つ大いなる可能性や夢、希望に向かって平等にチャレンジできる社会、人それぞれの違いを包み込める包容力のある社会を創造したいと考えています。

それは近い将来とは未だ言えないかもしれませんが。それでも、私たちはそのような社会を目指す一過程として、日々社会での起こる事項の真実を見る目を持ち、物事の本質を問い続けるとともに、人と人との人間的な「つながり」「絆」、その「つながり」「絆」を感じることが出来る地域を大切にしながら、振興センターの事業を展開していきます。

まさに私たちが日々働き、暮らす「地域」を、地域の方々と今後どのようにつくっていくか、「地域づくり」「国づくり」を私たちは障がいのある人達の「働く」という領域から事業を通して発信していきます。

この経営理念・方針・計画（＝経営指針書）を、会員作業所の皆様、地域の企業、行政の皆様はじめ多くの方々にお読みいただき、同じ想いのなかで「地域づくり」ができればと思い作成をしております。

是非、私どもが目指す社会についてご理解いただければうれしく思います。

社団法人 滋賀県社会就労事業振興センター

3. 経営理念

私たちは、誰もが夢や可能性にチャレンジできる社会の創造を目指します。

私たちは、人と人との人間的な「つながり」「絆」を大切にできる社会の創造を目指します。

<行動理念>

私たちは、障がいのある人の「働く」ことを基軸にしながら、地域の課題は自分たちの課題と捉え、企業や団体、行政と協働し、地域課題の解決に努めます。

私たちは、職員一人ひとりが夢や生き甲斐の持てる職場環境を自ら創造します。

私たちは、常に社会に目を向け、常識や慣習にとらわれず、広い視野を持ち、物事の真実を見ることが出来るよう、人との出会いや絆を大切にし、学び、成長し続ける職員集団を目指します。

4. 新たな組織に向けての2014年3月までの目標

<法人全体として>

★新公益法人改革に対応した組織形態にします。

→ 振興センターの機能の検討を含め内外で協議するため、事務局会議で議論を重ねるとともに、理事会であり方を検討します。

また、2012年4月1日からは公益社団法人に移行できるよう2011年度中に諸手続を完了します。

また、拡大した事業の質・量・幅を整理しながら、振興センターとして継続する事業、他法人へ移行する事業等、事業仕分けを実施します。

5. 経営方針

地域において、企業でもなく作業所でもなくまた行政でもない中間支援組織である公益法人として、障がいのある人の「働く」ことを基軸に地域の課題を柔軟に捉え、地域を耕す担い手として積極的に活動してまいります。

①「福祉」から「労働」「雇用」、さらには地域活性化による地域づくりへ

障がいのある人たちの「働く」問題は、今まで「福祉」のなかでの課題とされてきました。しかしながら時代は大きく変わりつつあります。障害者自立支援法の施行により、就労継続支援事業A型や就労移行支援事業が創設され「雇用」「労働」としての視点が福祉の法律のなかに組み入れられました。

また、障害者雇用についてはCSRやコンプライアンスなどの理念の普及や、地域の雇用を守るからこそ中小企業の使命であるという人間尊重経営の拡がりも感じつつあります。また介護や農業などあらたな就労の場も増えつつあります。

振興センターでは、作業所の工賃の向上だけではなく、「労働」や「雇用」を、地域づくりの視点から多くの企業や団体、行政の皆様とともに創造していきます。

②会員作業所の皆さんと共に前進

振興センターは、会員作業所とそこで働く障がいのある人に支えられています。多くの苦勞と悩みを抱え日々現場で奮闘されている作業所の皆様と、夢や希望を語るなかで、一緒に課題の解決を図ると共に、事業を通じて障がいのある人の夢・希望の実現に向けた私たちの事業への想いを大切にしていきます。

会員作業所の皆さんと想いを一つにし、共に歩むパートナーとして、真に作業所の皆さんにとって意義ある振興センターとして活動します。

③地域の企業・行政の皆様と共に成長し発展するパートナー

作業所の事業の活性化や障がいのある人の就労の促進は、私たちの努力だけでは決して解決しません。地域の企業や関係団体の皆様と一緒に地域を元気に、地域を耕すことではじめて地域で障がいのある人も働き・暮らすことができると言えます。

そのためには地域の企業や関係団体の皆様、行政とも一緒になって誰もが暮らしやすく働きやすい地域づくりを推進していかなくてはなりません。

共に成長し発展する、事業や活動を通じてパートナーとして信頼される組織づくりを目指します。

また、私たちの給与をはじめ活動資金の大半は税金です。県民の方々にも広く活動を広報し、開かれた組織作りを目指します。

④ 環境保全について

人が人らしく、幸せに暮らす社会の実現には、環境問題は避けて通ることはできません。青い地球を次の世代へと受け継いでいくことは、現在地球で暮らす人としての使命です。振興センター組織として、個人として地球環境について考え、自分自身ができることから実践することが大切であると考えます。日々身近なことからCO2の削減、環境負荷の軽減、ゴミの削減等を意識し活動することをお約束します。

⑤ 事務局組織に関する方針

事務局組織が想いを一つにし、理念を共有することによって自分の役割を認識し、日々やり甲斐と誇りを持って働くことができるよう職員全員で働きやすい職場環境を整えます。

そのためにも、日々の努力やそれぞれの個性、一人ひとりの役割を認め合い、小さな達成感や職員の連帯感を感じる経験を積み重ねること、また外部の研修などの機会を通じて知識やスキル等のスキルアップは当然のこと「人として」高め成長し合える人間関係を大切にします。

⑥ 財務強化に関する方針

私たちは、行政との協働により費用対効果のある事業を展開し、障がいのある人の「働く」に対する有効な事業を発展させます。また財務基盤の強化に努め、社会性、公共性の高い事業を地域のなかで創設、発展させ、行政だけには頼らない財政基盤を確立させます。

6. 2011年度事業計画

社団法人 滋賀県社会就労事業振興センター 会費事業 事業計画

1. 共同受注の拡大、作業所商品の販路の拡大、商品開発に関する事業

(1) 共同受注の拡大ならびに作業所商品の販路の拡大

(2) 商品開発・オリジナル商品の研究

作業所、企業・団体とのネットワークを活かした新商品の開発

(3) その他

① 原材料等の共同購入の推進

② 会員事業所の財源確保のための一般商品の紹介

③ PL 保険等の団体加入

2. 共同事業の組織化

会員事業所間や企業等とのネットワークにより取り組まれてきた共同受注や販路の拡大について、事業協同組合設立等の設立を検討し、その可能性を探ります。

3. 広報および啓発（公益に資する事業）

会員事業所をはじめ、企業・団体ならびに関係機関や行政等に振興センターの活動を紹介することによって、障害のある人達の「就労」「雇用」に関する情報を提供し、県民の理解と啓発を促進します。

(1) 広報

① 機関誌「四季の森」の発行

② ホームページの充実・運用強化

(2) 情報提供

事務局ニュース「FREE SPACE」の発行

7. 県等からの補助・委託事業

☆障害者自立支援課

社団法人滋賀県社会就労事業振興センター運営事業費補助
知的障害者介護技能等習得事業
三方よし仕事おこし支援事業
新体系移行等支援事業
就労ネットワーク強化・充実支援事業
IT活用総合推進事業
就労製品等販路拡大・販売促進事業（緊急雇用対策事業）

☆労政能力開発課

企業との連携によるトライWORK推進事業